

## 様式第二号(第四面)

### <記載要領>

- 1 ①欄には、管轄する都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 2 ②欄には、申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、本手数料表に基づき手数料を徴収することとなる全ての事業所の名称を記載すること。
- 4 「1. 徴収する手数料の種類」においては、徴収する手数料の種類に該当する項目の□にチェックすること。
- 5 第1号手数料とは、特定の養親希望者に係る業務(特定の養親希望者に対する養子縁組のあっせんに係る児童及びその父母等に対する業務を含む。)に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、特定の養親希望者から徴収すること。
- 6 第2号手数料とは、特定の児童又はその父母等に係る業務に現に要した費用として金額を示すことができるものであって、当該特定の児童の父母等から徴収すること。
- 7 第3号手数料とは、(1)の費用の額及び(2)の費用の額の全部又は一部を合計した額について、当該事業年度の養親希望者数で按分する方法その他の事前に定めた適切な方法により算定したものであって、事前に定めた者(当該事業年度の養親希望者全員等)から徴収すること。
- 8 「2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期」の「手数料の額」欄においては、「1. 徴収する手数料の種類」で□にチェックした費用について、
  - ・第1号手数料及び第2号手数料にあつては、「全部」又は「一部」のいずれかに丸を付すこと。
  - ・第3号手数料の(1)の費用にあつては、当該事業年度の養親希望者から前事業年度等の過去に要した費用を徴収するなど、あらかじめ具体的な金額を示すことができる場合には、当該金額を記載すること。
  - ・第3号手数料の(2)の費用にあつては、当該事業年度の事業計画において見込まれる人件費、事務費等を養親希望者の見込み数で按分するなどにより算定した額を記載すること。
- 9 「2. 徴収する手数料の額及び手数料を徴収する時期」の「手数料を徴収する時期」欄においては、養親希望者に対する研修を受けたとき、あっせんに係る養子縁組が成立したときなど、手数料を徴収する時期を具体的に記載すること。

また、児童の父母等の同意の撤回や縁組成立前養育の中止等により養子縁組のあっせんを中断したときでも手数料を徴収する場合には、その旨を明記すること。
- 10 各項目に係る費用の算定の根拠となる料金表を別に添付すること。また、第3号手数料については、添付する料金表において、具体的な算定方法及び手数料を徴収する対象者を記載すること。